



H18年度税制改正大綱シリーズ

情報基盤強化税制

税制改正の内容をしっかりと把握すると、国が何に力を入れていこうとしているのかが見えてきます。

I. 情報基盤強化税制

パソコンなどのIT機器を購入すると税金が安くなるという、いわゆる「IT設備投資減税」は平成18年3月31日で期限切れとなります。

その代わりに新たに「情報基盤強化税制」に衣替えしてスタートすることとなります。この税制の適用事業年度は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間となっています。

II. 投資対象設備

資本金1億円以下の会社の場合には、下記の設備について、年間300万円以上の設備投資をした場合に、要件を満たすと税金が安くなるしくみを適用できます。

- ① OS (ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの) 及び同時設置サーバー
- ② データベース管理ソフトウェア及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- ③ ファイアーウォール (①又は②と同時に取得した場合に限る)

また、資本金1億円以下の会社の場合には、リースによる上記設備投資についても、リース費用の総額が年間420万円以上の投資であれば適用を受けることができます。

III. 節税メリット

上記の要件を満たす設備を取得した場合には、次のいずれかの節税メリットを選択することができます。

- ・ 取得価額×10%の税額控除
- ・ 取得価額×50%の特別償却

また、リースによる設備投資の場合には次の節税メリットをうけることができます。

- ・ リース費用の総額×60%の10%税額控除